

# 修学資金返還届

年 月 日

千葉県知事 様

千葉県保健師等修学資金の貸付けを受けましたが、次のとおり返還しますので届け出ます。

修学生番号		貸付区分		1 特別貸付け 2 地域特別貸付け 3 一般貸付け	
養成施設名					
借受人	氏名		①		
	(フリガナ)		生年月日	年 月 日	
	郵便番号	電話番号			
	都道府県		市区郡	町村 (大字)	
	住所		丁目		
連帯保証人	氏名		①		借受人の続柄
	(フリガナ)				電話番号
	氏名		①		借受人の続柄
	(フリガナ)				電話番号
返還事由		6 1 辞退・退学 2 卒業後1年以内に免許を取得しなかった 3 免許取得後直ちに県内に就業しなかった 4 就業期間が5年に満たなかった 5 その他 ( )		返還事由の発生日	7 年 月 日
返還総額		9	円	貸付けを受けた期間	年 月 から 年 月 箇月
1回の返還額	1回目	10	円	返還方法	11 1 月賦 2 半年賦 3 その他 ( )
	2回目以降	12	円	返還期間	13 年 月 から 15 年 月 まで 17 回
新しい就業先 (退職後再就業した場合に記入)		18 1 他県に就業 2 看護職以外に就業 3 その他 ( )		所在地	
県内就業期間		19 年 月 から 21 年 月 まで	22 年 月 まで	23 箇月	免許取得年月日 年 月 日
免除金額		24	円	納付方法 25 1 納入通知書 2 口座振替	
退職した施設の長の証明 上記の者 年 月 日付けで当施設を退職したことを証明します。  ①					

注

- 1 特別貸付けを受けた者にあつては、様式中「県内」とあるのは「200床未満の病院等」と読み替えて記入すること。
- 2 地域特別貸付けを受けた者にあつては、様式中「県内」とあるのは「指定地域」と読み替えて記入すること。
- 3 連帯保証人が法人である法定代理人の場合にあつては、様式中「氏名」とあるのは「名称及び代表者の氏名」と読み替えて記入すること。

作成要領（修学資金返還届）

- (1) 修学生番号は間違いのないように記入すること。  
 (2) 「返還方法」は該当の番号を○で囲むこと。

(記入例)

返還方法	<sup>11</sup> 1 月賦    2 半年賦 <b>3</b> その他（一時払）
------	---

- (3) 月賦により分割して返還する場合は、養成施設在学時に借り受けていた期間に相当する期間まで認められる。

《例》 養成施設在学時、月16,000円を24か月借り受け月賦で返還する場合  
 16,000円×24か月=384,000円の返還額に対し最大で24回の月賦払いまで認められる。

- (4) 口座振替による返還を希望する場合は、県までお問い合わせください。

(記入例)

返 還 総 額		<sup>9</sup> 0 3 8 4 0 0 0 円
1 回 の 返 還 額	1 回 目	<sup>10</sup> 0 0 1 6 0 0 0 円
	2 回 目 以 降	<sup>12</sup> 0 0 1 6 0 0 0 円

- (5) 「返還期間」は 年 月 ごとに2マスずつ用いて記入し、1マスで終わる場合には頭に「0」をつけること。

(記入例)

返還期間	<sup>13</sup> H	<sup>14</sup> 3	年	<sup>14</sup> 0	<sup>15</sup> 0	月	から	<sup>15</sup> R	<sup>16</sup> 0	<sup>16</sup> 3	年	<sup>16</sup> 0	<sup>17</sup> 3	月	まで	<sup>17</sup> 3	<sup>17</sup> 6	回
------	-----------------	-----------------	---	-----------------	-----------------	---	----	-----------------	-----------------	-----------------	---	-----------------	-----------------	---	----	-----------------	-----------------	---

- (6) 業務従事期間が貸付けを受けた期間以上の場合は、一部免除が適用されるので、返還金額は以下のとおりとなる（在職期間証明書を添付すること）。

返還金額*1		=	貸付額	-	貸付額	×	$\frac{\text{業務に従事した月数}}{\text{貸付を受けた月数} * 2 \times 5 / 2}$
--------	--	---	-----	---	-----	---	---

- \*1 返還額の1円未満の端数は切捨てとする。
- \*2 貸付を受けた月数が24か月に満たないときは24か月とする。

**以下、参考情報**

分割で返還する場合「1回の返還額」は、100円未満の額を切り捨てた均等額とし、端数は第1回目に加算して支払うこととなる。

《例》 返還金額（総額）384,000円を22回払いで支払う場合  
 ア. 第2回目以降の月額返還額を算出  
 返還金額（総額）384,000円÷22回=17,454. …≒17,454円

100円未満を切り捨て、第2回目以降の月額返還額を算出  
 17,454円 →(100円未満切り捨て) → 17,400円

イ. 第2回目以降の返還額の合計を算出  
 第2回目  
 ∑  
 第22回目

} 月々17,400円ずつ21回 返還

第2回目以降の返還額の合計                      月17,400円×21回=365,400円

ウ. 第1回目の返還額を算出  
 返還額総額 384,000円 - 第2回目以降の返還額の合計（イ）365,400円  
 = 第1回目の返還額 18,600円

⇒ 第1回目は18,600円、第2回目以降は月々17,400円の返還となる。